

第2回人権条例(仮称)検討委員会

議事(1) 条例素案について

前文

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている理念であり、基本的人権を保障している日本国憲法の理念とするところである。

しかしながら、今日においても社会的身分、門地、人種、信条、性別、障害、疾病等による不当な差別の発生等の人権侵害が存在しており、また、国際化、情報化等の進展など社会情勢の変化に伴い、様々な人権課題も生じてきている。

一人ひとりが自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、相互に人権を尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。個人の尊厳や多様性が尊重され、あらゆる差別のない、心豊かな鹿児島県を築くことは、私たちの願いである。

私たちは、人権が尊重される社会づくりのため、たゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

1 目的

県、県民及び事業者の責務を明らかにし、人権尊重の社会づくりに関する施策の基本となる事項を定め、人権尊重の社会づくりを総合的に推進することで、人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

2 県の責務

- 県行政のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立って取り組み、人権が尊重される社会の実現に関する施策を積極的に推進。
- 国、市町村及び関係団体と連携協力する。

5 計画の策定

知事は、人権に関する施策を総合的に推進するために基本計画を策定する。

※附則で現行計画（県人権教育・啓発基本計画）を基本計画とみなす旨規定

3 県民及び事業者の責務

- 自ら人権意識の高揚に努め、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、人権が尊重される社会づくりに寄与するよう努める。
- 県民等は人権施策に協力するよう努める。

6 審議会の設置

人権施策の基本計画その他人権施策に関し、調査審議するための審議会を設置する。

7 審議会の組織等

審議会の委員は〇〇人以内で組織し、委員の任期は〇年以内とする。

4 市町村との協働

県及び市町村は、それぞれが実施する人権が尊重される社会づくりに関する施策について相互に協力する。

「鹿児島県人権条例（仮称）の素案」

前 文

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている理念であり、基本的人権を保障している日本国憲法の理念とするところである。

しかしながら、今日においても、社会的身分、門地、人種、信条、性別、障害、疾病等による不当な差別の発生等の人権侵害が存在しており、また、国際化、情報化等の進展など社会情勢の変化に伴い、様々な人権課題も生じています。

一人ひとりが自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、相互に人権を尊重し合い、その共存を図っていくことが重要です。個人の尊厳や多様性が尊重され、あらゆる差別のない、心豊かな鹿児島県を築くことは、私たちの願いです。

私たちは、人権が尊重される社会づくりのため、たゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定します。

第1条 目的

この条例は、人権が尊重される社会づくりに関し、県、県民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、人権尊重の社会づくりを総合的に推進し、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とします。

第2条 県の責務

- (1) 県は、前条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権施策を積極的に推進するものとします。
- (2) 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力するものとします。

第3条 県民及び事業者の責務

- (1) 県民及び事業者は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場において、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めるものとします。
- (2) 県民及び事業者は、県が実施する人権施策に協力するよう努めるものとします。

第4条 市町村との協働

県及び市町村は、それぞれが実施する人権施策について、相互に協力するものとしします。

第5条 基本計画の策定

- (1) 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとしします。
- (2) 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ鹿児島県人権施策審議会の意見を聴くものとしします。
- (3) 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとしします。
- (4) 前2項の規定は、基本計画の変更について準用しします。

第6条 審議会の設置

- (1) 基本計画その他人権施策について調査審議するため、鹿児島県人権施策審議会（以下「審議会」という。）を設置しします。
- (2) 審議会は、人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べることができるものとしします。

第7条 審議会の組織等

- (1) 審議会は、知事が任命する委員〇〇人以内をもって組織しします。
- (2) 委員の任期は、〇年としします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間としします。
- (3) 委員は、再任されることのできるものとしします。